

## 第2次那覇市観光基本計画策定支援業務委託仕様書

### 1 業務名

第2次那覇市観光基本計画策定支援業務

### 2 目的

本市では魅力的な観光交流都市を目指し、平成27年に那覇市観光基本計画（以下「現行基本計画」）を策定し、観光振興を進めていくための指針としての役割を担っていたが、2020年初め頃からは新型コロナウイルス感染症の影響により、那覇観光を取り巻く環境が大きく変化したため、本市観光関連産業への支援や誘客活動など、観光回復を牽引する観光施策の当面の方向性を示した、那覇市コロナ期観光回復戦略（以下「コロナ回復戦略」）を令和3年に策定し、観光回復に特化した取り組みをすすめている。

本業務は、コロナ期からの回復期、そして中長期的な視点を取り入れ、各世代のニーズ・価値観の変化を踏まえつつ、那覇観光を取り巻く環境変化や将来の見通し（需要予測）を整理し、那覇観光の在り方について検討を行うものであり、令和5年度に作成する第2次那覇市観光基本計画（以下「第2次観光計画」）の骨子案を基に、第2次観光計画を策定するものである。

### 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日までとする。

### 4 提案上限額

9,933,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案上限額を示すものである。

### 5 業務内容

#### (1) 第2次観光計画素案の作成

第2次観光計画素案は、令和5年度実施の「基礎調査報告書」や「第2次那覇市観光基本計画骨子案」、現行の「那覇市観光基本計画及び那覇市コロナ期観光回復戦略の検証結果」を基に、以下のア～エの要件を踏まえ発注者と協議のもと作成すること。

作成にあたっては、国や県、本市の第5次那覇市総合計画や各種関連計画等との関連性を整理すること。また、骨子と今年度作成する以下ア～エを合わせ、素案として統一感のある一連のものとして整理すること。素案は、那覇らしさや那覇の特性を加味した内容にすること。

ア 施策の検討（基本施策、具体的な取組）

第2次観光計画骨子及び基礎調査結果を踏まえ、取組の柱に紐づく基本施策や具体的な取組を検討し整理する。

イ 各種調査

（ア）ステークホルダーへのヒアリング調査

アの施策検討の際、必要なステークホルダーへのヒアリングを行い、調査結果を素案に反映させること。なお、ヒアリング先と素案への反映内容は発注者と協議のうえ決定すること。

（イ）地域経済への波及効果調査

観光振興による効果が地域経済に波及している効果（消費や雇用など）の見える化を行い、指標を検討する。発注者が継続的に効果検証できるよう、既存の統計を活用した経済波及効果の簡易測定モデルを整理すること。

ウ 計画推進体制の検討

市、市民及び事業者等が連携・協働して、効率的に計画を推進するための推進体制を整理する。

エ 第2次観光計画の進捗管理と評価手法、KPIに関する検討

第2次観光計画は10年で設定し、5年中間評価を行い、目標に向けた計画更新、軌道修正を図る想定にある。進捗管理を毎年行い、適切にPDCAサイクルを回していくため、第2次観光計画における①進捗管理手法、②評価手法、③「ア 施策の検討」で検討した施策毎に評価するためのKPI設定（計測手法を含む）について検討する。

(2) 庁内外組織の運営支援

第2次観光計画策定に向け、庁内外組織である以下ア～ウにおいて審議・検討を行う。その際、次の事務について支援することとし、詳細については、双方調整のうえ決定する。

ア 那覇市観光推進本部

（ア）回数時間：最大2回開催予定。1回あたり1時間程度

（イ）支援内容：資料作成・印刷・当日説明・議事録作成・論点整理

イ 那覇市観光推進本部幹事会

（ア）回数時間：最大4回開催予定。1回あたり2時間程度

（イ）支援内容：資料作成・印刷・当日説明・議事録作成・論点整理

ウ 那覇市観光審議会の運営支援

（ア）回数時間：最大4回開催予定。1回あたり2時間程度

（イ）支援内容：資料作成・印刷・当日説明・議事録作成・論点整理

(3) パブリックコメントへの対応

パブリックコメント実施の際に資料を作成し、実施後意見を整理し、回答案作成や計画素案への反映を行う。回答案や計画素案への反映内容については那覇市と協議の上、決定する。

#### (4) 計画書原案、最終版及び概要版の作成

第2次観光計画について、上記(1)～(3)の検討作業等を踏まえ、計画素案を修正し原案を作成する。那覇市観光審議会からの答申を踏まえ、那覇市観光推進本部会議と庁議にて原案を承認後、最終版の計画書及びその概要版を作成する。

### 6 成果品の提出

(1) 提出期限：令和7年3月14日

(2) 成果品

- ① 第2次那覇市観光基本計画（本編） 150部、電子データ
- ② 第2次那覇市観光基本計画（概要版） 150部、電子データ
- ③ 会議で使用した資料データ等一式

### 7 業務実施にあたり留意すべき事項

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても実施すること。
- (2) 素案及び原案の作成にあたっては、本市と十分協議し実施すること。
- (3) 原則として毎月1回、観光課担当者と業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施すること。なお、打ち合わせ内容の記録を受託者にて行い、打ち合わせから1週間以内に発注者と共有すること。

### 8 法令等の遵守

受託者は、個人情報及び機密情報の重要性を認識した上で、管理を厳格に行い、情報漏えい等が発生しないように万全の注意を払うとともに、個人情報の取り扱いには、個人情報関係法令等を遵守すること。

### 9 受託者の責任

受託者は次の事項に留意すること。

- (1) 業務において知り得た秘密は他に漏らさないこと。また、中立性を厳守すること。
- (2) 定められた期間に本業務が完了するよう、適切なスケジュール管理に努め、作業の円滑化を図ること。
- (3) 本業務の実施にあたり、契約書、仕様書及び発注者の指示に従い、本業務の目的、趣旨を十分理解したうえで、実施すること。

(4) 本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。  
ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

#### 10 費用負担

本業務に係る一切の経費は、特に記載がない限り委託金額に含むものとする。

#### 11 不良個所の修正作業

受託者は業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由により成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正補足とその他の必要な措置を講ずること。その場合の作業に係る費用は全て受託者の負担とする。

#### 12 その他

この仕様書に記載のない事項については、発注者と受託者において協議のうえ決定するものとする。

以上